

※本企画提案募集は、令和7年度当初予算の成立前に準備行為として実施するものです。当該予算が減額又は否決された場合は、変更又は中止することがあります。

令和7年度県民文化会館南側県有地等活用推進アドバイザー業務委託 企画提案募集要領

1 目的

この要領は、県民文化会館南側県有地等の活用推進に当たり、専門的知見に基づく支援業務を委託する必要があることから、企画提案を広く募集し、総合的な審査により委託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

令和7年度県民文化会館南側県有地等活用推進アドバイザー業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（月）まで

(3) 業務内容

別添令和7年度県民文化会館南側県有地等活用推進アドバイザー業務委託仕様書のとおり

(4) 委託料上限額

37,290,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 企画提案への参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者に対し、企画提案への参加を認めることとする。

- (1) 愛媛県と緊密な連絡体制が構築できること。
- (2) 企画提案書の提出時まで、令和5～7年度愛媛県製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿に登録済み又は登録が予定されていること。
- (3) 企画提案書の提出時において、愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間中にないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者ではないこと。
- (7) 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

※共同企業体で参加しようとする場合は、代表者は（１）から（８）までの全ての要件、構成員は（２）から（８）までの要件を満たすこと。なお、代表者及び構成員は、他の共同企業体に参加し、又は単独で参加することはできない。

4 スケジュール（予定）

本件募集に係るスケジュールは次のとおり。

なお、下記スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡を行う。

内容	期間等	対応様式
企画提案募集開始	令和7年3月4日（火）	—
参加表明書及び質問書 受付期間	令和7年3月4日（火）～ 令和7年3月17日（月）	様式1, 2, 3, 5
質問への回答	令和7年3月19日（水）	—
企画提案書等 受付期間	令和7年3月4日（火）～ 令和7年3月24日（月）	様式6～9
企画提案審査 （書面審査）	令和7年3月26日（水）	—
審査結果の通知	令和7年3月下旬	—

※各日における受付時間は、平日の8時30分から17時までとする。

5 企画提案の手続

企画提案への参加を希望する者は、参加表明書、誓約書及び企画提案書等をそれぞれの提出期限までに「10 問合せ及び書類提出先」に提出すること。

（１）参加表明書（様式1－1又は様式1－2）及び誓約書（様式2）の提出

①提出期限：令和7年3月17日（月）17時（必着）

②提出方法：持参又は郵送による。

③付属書類：共同企業体による参加の場合は、以下の書類も提出すること。

「委託業務共同企業体参加資格誓約書」（様式3－1）

「委任事項」（様式3－2）

「委託業務共同企業体協定書」（様式3－3）

※委託業務共同企業体協定書については、契約締結時の提出でも可。

④注意事項：・提出期限を超過した場合は、受付しない。

・郵送の場合は、書留により送付すること。

・参加表明書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式4）を提出すること。

（２）質問書（様式5）の提出

本募集に係る質問を次のとおり受け付け、参加表明書の提出があった全ての者に対し、令和7年3月19日（水）までに、メールで回答する。なお、参加表明者以外からの質問には回答しない。

①提出期限：令和7年3月17日（月）17時（必着）

②提出方法：電子メールによる。

※件名を【令和7年度県民文化会館南側県有地等活用推進アドバ

イザリー業務委託質問書】とし、送信後、「10 問合せ及び書類提出先」への電話により、受信の確認を行うこと。

- ③注意事項：・電話や口頭、受付期間外の質問は、受け付けない。
・質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。
・他の参加申込者からの企画提案書の提出状況に関する質問等、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがある質問については、回答しない。

(3) 企画提案書等の提出

①提出期限：令和7年3月24日（月）17時（必着）

②提出方法：持参又は郵送による。

③提出物及び提出部数

ア 企画提案提出書（様式6） 1部

イ 法人・団体の概要書（様式7） 9部

ウ 同種又は類似業務の受注実績表（様式8） 9部

※業務の実績については、委託契約書の写しを添付すること。なお、委託契約書の写しについては、1部のみ提出で構わない。

エ 企画提案書 9部

企画提案書の様式は自由とするが、記述はできる限り平易な表現（図表等を含む。）を用いること。

企画提案書には、以下の事項を記載すること。

(ア) 業務実施体制等

- ・技術者の配置予定、役割分担等
- ・本社や協力会社を含めたバックアップ体制
- ・配置予定技術者の経歴、資格、専門性や能力で特筆すべき点等
- ・建築分野の専門的知見に基づく支援が適切に実施できる体制
- ・公募条件整理等に当たって必要なリーガルチェック等の体制

(イ) 業務実績等

- ・国や地方公共団体と契約を締結した同種又は類似業務の実績の中で、本件業務を実施する上で参考となるような事例や、アピールしたい事例（3件以内）

(ウ) 業務内容等

- ・本件業務を実施するに当たっての基本的な取組方針や着眼点等
- ・業務実施スケジュール
- ・具体的な手法及び作業手順
- ・本件業務を遂行する上で重要と考える課題及び検討事項

(エ) その他追加提案

仕様書に定める内容以外に、予算の範囲内で独自に提案できる事項（業務の成果を高めるための工夫等）があれば、その内容を記載すること。

オ 見積書（様式9） 1部

見積りに係る積算内訳を別途添付すること。なお、内訳には積算根拠（単

位、数量、単価及び金額)を具体的に記入すること。(様式任意)

- ④注意事項：・③のイ、ウ、エについては、それぞれ1部を1セットとして、クリップ等で留めること。
- ・提出期限を超過した場合は、受付しない。

(4) 留意事項

- ①参加表明書及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書及び企画提案書等を無効とする。
- ②提出期限までに参加表明書及び企画提案書等を提出しない者は、辞退したものとみなす。
- ③提出された参加表明書及び企画提案書等は返却せず、企画提案者の選定及び企画提案書の評価・審査以外には、企画提案者に無断で使用しない。
なお、審査に必要な最小限の範囲内で、複製を作成することがある。
- ④参加表明書及び企画提案書等の受理後の差し替え及び追加・削除は、原則として認めない。ただし、愛媛県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- ⑤企画提案書は、1者につき、1案のみの提出とすること。
- ⑥次のいずれかに該当する場合は、参加表明書及び企画提案書等の提出を無効とする。
 - ・民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案
 - ・誤字、脱字等により、必要事項が確認できない提案
 - ・その他、企画提案に関する条件に違反した提案

6 選定方法

- (1)提出された企画提案書については、令和7年度県民文化会館南側県有地等活用推進アドバイザー業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、別添「評価基準」に基づき書面審査を行い、選定委員会での合計得点が最も高かった者を最優秀提案者として選定する。
- (2)選定委員会での合計点が同点の場合は、次の要領で最優秀提案者を選定する。
 - ①A(特に優れている)の数が多き者
 - ②A(特に優れている)の数が同数の場合は、B(優れている)の数が多き者
 - ③B(優れている)の数も同数の場合は、C(普通)の数が多き者
 - ④C(普通)の数も同数の場合は、本件企画提案に係る執行事務に関係のない職員による代理くじ引きにより選定なお、企画提案者が1者のみの場合、選定委員会での合計点が満点の6割以上であれば、その者を最優秀提案者とする。
- (3)次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。
 - ①見積額が、委託料上限額を超えるとき。
 - ②企画提案書の提出後に、参加資格を満たさないことが判明したとき。
 - ③その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不適当と認められる事実が判明したとき。
- (4)その他、選定方法について疑義が生じた場合は、必要に応じて選定委員会で協議の上定めるものとする。

- (5) 審査の結果については、3月下旬に、全ての企画提案者に書面で通知する。
なお、本審査に関する質問や異議には、一切応じない。

7 契約

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容について協議を行った上で、県と企画提案者の双方が合意に至った場合に限り、契約を締結する。この協議の際、企画提案内容の一部を変更することがある。
なお、最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。
- (2) 別添令和7年度県民文化会館南側県有地等活用推進アドバイザー業務委託仕様書は、本件業務の最低水準を示したものであり、締結する契約書に添付される仕様書は、最優秀提案者の企画提案書に基づく、県と企画提案者との協議により、委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。
- (3) 契約条項等については、別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準ずることとする。
- (4) 契約保証金は、愛媛県会計規則第152条の規定により、契約金額に10分の1を乗じた金額を納付する必要がある。ただし、同規則第154条各号のいずれかに該当するときは、免除する。

8 公平な企画提案の確保

- (1) 企画提案者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 企画提案者は、競争を制限する目的で他の企画提案者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 企画提案者は、最優秀提案者の選定前に、他の企画提案者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 企画提案者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、本件企画提案者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、全て、企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案及び契約の手続並びに委託業務の実施に際し、使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 企画提案書の著作権は各企画提案者に帰属するが、最優秀提案者の企画提案書の著作権は、委託契約を締結した時点で、愛媛県に帰属するものとする。

- (4) 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は企画提案者が行うとともに、その使用に係る費用は、委託料に計上すること。
- (5) 委託業務における成果品の著作権は、愛媛県に帰属するものとする。
- (6) 企画提案書の提出をもって、企画提案者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

10 問合せ及び書類提出先

愛媛県企画振興部政策企画局 総合政策課 政策企画グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

T E L : 089-912-2233

F A X : 089-921-2002

メール：sougouseisak@pref.ehime.lg.jp